

「Google Pay トークンサービス」モバイル決済規定」 新旧対比表（2025 年 12 月 4 日付変更）

新（赤字部分が変更箇所）	旧（赤字部分が変更箇所）
第1条 総則 第1条 目的等 1. 本規定は、au じぶん銀行株式会社（以下「当社」という。）から当社所定の会員規約（以下「会員規約」という。）に基づきじぶん銀行スマホデビット（以下「スマホデビット」という。）の提供を受けた会員が、Google 社が別途指定する機種種のモバイル端末（以下「指定モバイル端末」という。）を使用する方法によりデビット取引を行う場合の、当社、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、JCB と当社を併せて「両社」という。）または両社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」という。）の内容、利用方法、その他当社と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と当社との間の契約関係を「本契約」という。）等について定めるものです。会員は、本規定に同意の上、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。 (省略) 3. 利用者は、本規定にかかわらず、当社が別途公表した日以降に、第 12 条第 1 項第 2 号および第 3 号の加盟店において本サービスによるデビットショッピング利用ができます。 第2条 用語の定義 (省略) 第3条 契約手続き等 スマホデビットを利用する会員が本規定に同意の上、会員が本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Google 社および両社所定の方法により本契約の申込みを行い、Google 社および両社がそれぞれ審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知され、当該通知と共に指定モバイル端末に Google 社所定の登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、当社が必要と認める場合、当社はその他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。 第4条 トークン番号 1. 当社は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。トークン番号が発行された場合（第 5 条第 5 項に基づき追加発行トークン番号が発行された場	第1章 総則 第1条 目的等 1. 本規定は、au じぶん銀行株式会社（以下「当行」という。）から当行所定の会員規約（以下「会員規約」という。）に基づきじぶん銀行スマホデビット（以下「スマホデビット」という。）の提供を受けた会員が、Google 社が別途指定する機種種のモバイル端末（以下「指定モバイル端末」という。）を使用する方法によりデビット取引を行う場合の、当行、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、JCB と当行を併せて「両社」という。）または両社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」という。）の内容、利用方法、その他当行と会員との間の契約関係（以下、本サービスにかかる会員と当行との間の契約関係を「本契約」という。）等について定めるものです。会員は、本規定に同意の上、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。 (省略) 3. 利用者は、本規定にかかわらず、当行が別途公表した日以降に、第 12 条第 1 項第 2 号および第 3 号の加盟店において本サービスによるデビットショッピング利用ができます。 第2条 用語の定義 (省略) 第3条 契約手続き等 スマホデビットを利用する会員が本規定に同意の上、会員が本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Google 社および両社所定の方法により本契約の申込みを行い、Google 社および両社がそれぞれ審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知され、当該通知と共に指定モバイル端末に Google 社所定の登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、当行が必要と認める場合、当行はその他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。 第4条 トークン番号 1. 当行は、本契約が成立した場合、利用者に対して、トークン番号を発行します。トークン番号が発行された場合（第 5 条第 5 項に基づき追加発行トークン番号が発行された場

合を含む。）、本件モバイル端末には、Google 社所定の仕様に基つき、トークン番号の一部の桁の数字のみが表示されます。なお、利用者は**当社**に対して問い合わせることにより、トークン番号の全桁の数字の通知を受けることができますが、第 3 項の管理責任を負うこととなるため、特別な事情がない限り、利用者がトークン番号の全桁を知ることは推奨されません。

(省略)

第5条 トークン番号の種類等

(省略)

2. 前項各号のトークン番号は、原則として両方が同時期に発行されます。ただし、以下の各号に定める場面ではいずれかの種類のトークン番号が発行されないこと（発行されない種類のトークン番号を、以下「未発行トークン番号」という。）について、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

(1) 本サービスの提供開始後、**当社**が別途公表する日までは、トークン番号(JCB Contactless 等)は発行されません。

(2) 指定モバイル端末の機種、機能その他本契約の申込時の状況（第 6 条に定める制限の対象となる場合を含むが、これに限られない。）によっては、いずれかの種類のトークン番号が発行されない場合があります。

3. 利用者に発行されたトークン番号の種類は、第 3 条および本条第 5 項に定める通知の内容により確認することができるほか、**当社**に問い合わせる方法により確認することができます。

(省略)

5. 前項の申込みに対して Google 社および**当社**がそれぞれ審査の上承認した場合に、未発行トークン番号が発行されます。かかる発行は、指定モバイル端末を通じて、利用者に通知され、本件モバイル端末上で Google 社所定の登録がなされることにより完了します（当該発行が完了した未発行トークン番号を、以下「追加発行トークン番号」という。また、先に発行されたトークン番号を、以下「先発行トークン番号」という。）。この場合、追加発行トークン番号が「トークン番号」に含まれるものとして本規定が適用されるものとし、追加発行トークン番号に関する**当社**と利用者との間の契約関係は、既に成立している本契約の一部を構成するものとし

第6条 トークン番号(QUICPay)の発行上の制限

(省略)

場合を含む。）、本件モバイル端末には、Google 社所定の仕様に基つき、トークン番号の一部の桁の数字のみが表示されます。なお、利用者は**当行**に対して問い合わせることにより、トークン番号の全桁の数字の通知を受けることができますが、第 3 項の管理責任を負うこととなるため、特別な事情がない限り、利用者がトークン番号の全桁を知ることは推奨されません。

(省略)

第5条 トークン番号の種類等

(省略)

2. 前項各号のトークン番号は、原則として両方が同時期に発行されます。ただし、以下の各号に定める場面ではいずれかの種類のトークン番号が発行されないこと（発行されない種類のトークン番号を、以下「未発行トークン番号」という。）について、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

(1) 本サービスの提供開始後、**当行**が別途公表する日までは、トークン番号(JCB Contactless 等)は発行されません。

(2) 指定モバイル端末の機種、機能その他本契約の申込時の状況（第 6 条に定める制限の対象となる場合を含むが、これに限られない。）によっては、いずれかの種類のトークン番号が発行されない場合があります。

3. 利用者に発行されたトークン番号の種類は、第 3 条および本条第 5 項に定める通知の内容により確認することができるほか、**当行**に問い合わせる方法により確認することができます。

(省略)

5. 前項の申込みに対して Google 社および**当行**がそれぞれ審査の上承認した場合に、未発行トークン番号が発行されます。かかる発行は、指定モバイル端末を通じて、利用者に通知され、本件モバイル端末上で Google 社所定の登録がなされることにより完了します（当該発行が完了した未発行トークン番号を、以下「追加発行トークン番号」という。また、先に発行されたトークン番号を、以下「先発行トークン番号」という。）。この場合、追加発行トークン番号が「トークン番号」に含まれるものとして本規定が適用されるものとし、追加発行トークン番号に関する**当行**と利用者との間の契約関係は、既に成立している本契約の一部を構成するものとし

第6条 トークン番号(QUICPay)の発行上の制限

(省略)

3. 第 1 項に基づきトークン番号(QUICPay)の発行を受けることができない場合でも、第 3 条および第 5 条第 4 項に定める申込みにあたり、既存 QUICPay サービスの利用を自動的に停止する Google 社所定の手続き（以下「本件自動停止手続き」という。）を行うことにより、トークン番号(QUICPay)の発行を受けることができます。なお、本契約が成立せずまたはトークン番号(QUICPay)の発行がなされなかった場合でも、本件自動停止手続きが完了していれば、既存 QUICPay サービスの利用は自動的に停止されます。会員は、共同占有者その他の者が既存 QUICPay サービスを利用していないことを確認したうえで、自己の責任と判断の下、本件自動停止手続きを行うものとします。また、**当社**は、本件自動停止手続きによって利用者たる会員その他の者に損害が発生した場合でも、**当社**に故意または重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。

第7条 付帯サービス

(省略)

3. **当社**、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、**当社**、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第8条 本件モバイル端末・パスコード等の管理等

(省略)

第2章 個人情報の取扱い

第9条 個人情報の収集、保有、利用

1. 利用者および本契約を申し込まれた方（以下「利用者等」という。）は、**当社**が、(1)本契約の締結有無の判断、(2)本契約締結後の管理、(3)利用者に対する本契約に基づくサービスの提供のために、Google 社から以下の①から④の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。

(省略)

2. 利用者は、**当社**が Google 社に対して、(1)Google 社における本契約締結後の管理、(2)Google 社の利用者に対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、および本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。

3. 第 1 項に基づきトークン番号(QUICPay)の発行を受けることができない場合でも、第 3 条および第 5 条第 4 項に定める申込みにあたり、既存 QUICPay サービスの利用を自動的に停止する Google 社所定の手続き（以下「本件自動停止手続き」という。）を行うことにより、トークン番号(QUICPay)の発行を受けることができます。なお、本契約が成立せずまたはトークン番号(QUICPay)の発行がなされなかった場合でも、本件自動停止手続きが完了していれば、既存 QUICPay サービスの利用は自動的に停止されます。会員は、共同占有者その他の者が既存 QUICPay サービスを利用していないことを確認したうえで、自己の責任と判断の下、本件自動停止手続きを行うものとします。また、**当行**は、本件自動停止手続きによって利用者たる会員その他の者に損害が発生した場合でも、**当行**に故意または重過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。

第7条 付帯サービス

(省略)

3. **当行**、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、**当行**、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第8条 本件モバイル端末・パスコード等の管理等

(省略)

第2章 個人情報の取扱い

第9条 個人情報の収集、保有、利用

1. 利用者および本契約を申し込まれた方（以下「利用者等」という。）は、**当行**が、(1)本契約の締結有無の判断、(2)本契約締結後の管理、(3)利用者に対する本契約に基づくサービスの提供のために、Google 社から以下の①から④の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。

(省略)

2. 利用者は、**当行**が Google 社に対して、(1)Google 社における本契約締結後の管理、(2)Google 社の利用者に対する本契約に関連するカスタマーサポートのために、利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、および本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。

3. 利用者等は、**当社**が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1項に定める個人情報に当該業務委託先に預託することに同意します。

第10条 契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用
利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本契約が終了した後であっても、**当社**が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

第3章 モバイルペイメントサービス

第11条 利用可能な金額

(省略)

2. 前項にかかわらず、第12条第1項第1号の加盟店においては、1回当たりの利用上限額は500,000円（ただし、**当社**又は利用者がこれより低い利用上限額を設定している場合は、当該利用上限額が適用されます。）となります。
3. 前二項にかかわらず、**当社**が特に定める加盟店においては、1回当たりの利用上限額は、当該加盟店が別途定める金額となります。

第12条 デビットショッピング利用

(省略)

4. 前項にかかわらず、**当社**が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。
5. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、**当社**に対して支払いを行うものとします。

(省略)

第4章 その他

第13条 本件モバイル端末の紛失、盗難

1. 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。この場合、会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）**第29条**第2項の適用はありません。

3. 利用者等は、**当行**が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、第1項に定める個人情報に当該業務委託先に預託することに同意します。

第10条 契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用
利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本契約が終了した後であっても、**当行**が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

第3章 モバイルペイメントサービス

第11条 利用可能な金額

(省略)

2. 前項にかかわらず、第12条第1項第1号の加盟店においては、1回当たりの利用上限額は500,000円（ただし、**当行**又は利用者がこれより低い利用上限額を設定している場合は、当該利用上限額が適用されます。）となります。
3. 前二項にかかわらず、**当行**が特に定める加盟店においては、1回当たりの利用上限額は、当該加盟店が別途定める金額となります。

第12条 デビットショッピング利用

(省略)

4. 前項にかかわらず、**当行**が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。
5. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、**当行**に対して支払いを行うものとします。

(省略)

第4章 その他

第13条 本件モバイル端末の紛失、盗難

1. 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本会員の負担とします。この場合、会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）**第27条**第2項の適用はありません。

2. 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、次の第 1 号の措置をとり、かつ、第 2 号または第 3 号の措置をとるものとします。なお、通信事業者によっては第 3 号の措置に対応していないこともありますので、第 3 号の措置をとる場合には、あらかじめ通信事業者にお問い合わせください。 (1) 当社に対する届出 (省略) 第14条 一時停止等 1. 当社は、本サービスを提供するためのシステム（以下「本決済システム」という。）の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止します。 (省略) 第15条 免責 (省略) 第16条 契約期間 (省略) 4. 第 1 項および第 2 項にかかわらず、当社は契約満了日前であっても、1 ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。 (省略) 第17条 解除等 1. 当社は、利用者が本契約に違反し、当社が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。 2. 次の第 1 号から第 6 号のいずれかに該当するときは、当社からの催告および通知を要せず当然に、また第 7 号から第 10 号のいずれかに該当するときは、当社からの通知により、本契約は終了します。 (省略) (5) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があると当社が判断したとき (6) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失した旨通知したとき (省略) (10) 利用者による本サービスの利用状況が適当でないと当社が判断したとき	2. 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、次の第 1 号の措置をとり、かつ、第 2 号または第 3 号の措置をとるものとします。なお、通信事業者によっては第 3 号の措置に対応していないこともありますので、第 3 号の措置をとる場合には、あらかじめ通信事業者にお問い合わせください。 (1) 当行に対する届出 (省略) 第14条 一時停止等 1. 当行は、本サービスを提供するためのシステム（以下「本決済システム」という。）の定期的な保守点検および更新を行うために、本サービスを一時停止します。 (省略) 第15条 免責 (省略) 第16条 契約期間 (省略) 4. 第 1 項および第 2 項にかかわらず、当行は契約満了日前であっても、1 ヶ月前までに利用者に対して通知することにより、本契約を終了することができます。 (省略) 第17条 解除等 1. 当行は、利用者が本契約に違反し、当行が利用者に対して相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、利用者に対して通知を要することなく、本契約を解除できます。 2. 次の第 1 号から第 6 号のいずれかに該当するときは、当行からの催告および通知を要せず当然に、また第 7 号から第 10 号のいずれかに該当するときは、当行からの通知により、本契約は終了します。 (省略) (5) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があると当行が判断したとき (6) 利用者が当行に対して、本件モバイル端末を紛失した旨通知したとき (省略) (10) 利用者による本サービスの利用状況が適当でないと当行が判断したとき
--	--

第18条 準拠法

(省略)

第19条 合意管轄裁判所

利用者は、利用者と**当社**との間で訴訟が生じた場合、**当社**本社を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条 本規定の改定等

1. 将来本規定が改定され、**当社**がその内容を次項の方法により通知または公表した後に利用者が本サービスを利用した場合、利用者は当該改定内容を承認したものとみなします。
2. **当社**が利用者に周知する方法は、利用者が**当社**に対して E メールアドレスを届出ているか否かに応じ、以下の方法によるものとします。利用者は、自己が希望する周知方法を考慮の上、**当社**に E メールアドレスを届け出るか否かを判断するものとします。
 - (1) 利用者が**当社**に対して E メールアドレスを届け出ている場合、当該 E メールアドレス宛に通知する方法
 - (2) 利用者が**当社**に対して E メールアドレスを届け出ない場合、**当社**の WEB サイトに公表する方法。なお、**当社**は、当該公表を行った旨を、利用者に対してプッシュ通信の方法で通知します（利用者が本件モバイル端末においてプッシュ通信機能を利用する場合に限ります。）。また、**当社**は、**当社**が特に必要と認める場合に限り、書面その他の方法により、利用者に対して通知を行います。
3. **当社**は、本サービスの内容を変更した場合（ただし、軽微な変更の場合等、利用者に特段の影響がない場合を除きます。）にも、前項の方法に準じて、利用者に対して通知または公表します。

以上

【2025 年 12 月 4 日現在】

第18条 準拠法

(省略)

第19条 合意管轄裁判所

利用者は、利用者と**当行**との間で訴訟が生じた場合、**当行**本社を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条 本規定の改定等

1. 将来本規定が改定され、**当行**がその内容を次項の方法により通知または公表した後に利用者が本サービスを利用した場合、利用者は当該改定内容を承認したものとみなします。
2. **当行**が利用者に周知する方法は、利用者が**当行**に対して E メールアドレスを届出ているか否かに応じ、以下の方法によるものとします。利用者は、自己が希望する周知方法を考慮の上、**当行**に E メールアドレスを届け出るか否かを判断するものとします。
 - (1) 利用者が**当行**に対して E メールアドレスを届け出ている場合、当該 E メールアドレス宛に通知する方法
 - (2) 利用者が**当行**に対して E メールアドレスを届け出ない場合、**当行**の WEB サイトに公表する方法。なお、**当行**は、当該公表を行った旨を、利用者に対してプッシュ通信の方法で通知します（利用者が本件モバイル端末においてプッシュ通信機能を利用する場合に限ります。）。また、**当行**は、**当行**が特に必要と認める場合に限り、書面その他の方法により、利用者に対して通知を行います。
3. **当行**は、本サービスの内容を変更した場合（ただし、軽微な変更の場合等、利用者に特段の影響がない場合を除きます。）にも、前項の方法に準じて、利用者に対して通知または公表します。

以上

【2020 年 2 月 9 日現在】